

ゴルフ場利用約款

(約款の適用)

第1条 当ゴルフ場（コース・ホテル等施設を含む）をご利用になるお客様には、安全で快適なプレーをお楽しみいただくため、本約款に従ってご利用いただきます。

(利用契約の成立)

第2条 当ゴルフ場を利用される方は、別に定める予約手続きを経て、当日フロントにおいて本約款を確認のうえ、所定の署名簿にご本人が署名またはメンバーズカード提出等によりご利用の申し込みをして下さい。これにより当ゴルフ場が利用される方にロッカーキーをお渡ししたときに、利用契約が成立します。

(利用の申込)

第3条 当ゴルフ場を利用される時は、ご利用のご案内で定める方法での予約が必要です。ただし次の場合には予約申し込みの受付をお断りします。

- (1) 満員でスタート時間に余裕がないとき。
- (2) 天災、悪天候、事故その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき。
- (3) 申込者が、暴力団、暴力団員、暴力関係企業・団体またはその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団等反社会勢力」という）に所属していると認められるとき。
- (4) 申込者が集団、または常習として暴力的行為を行う虞があると認められるとき、その他公の秩序若しくは善良な風俗に反する行為をなす虞がある者と認められるとき。
- (5) 偽名または他人名義で申し込みをしたとき。

(違約金等)

第4条 予約をキャンセルされる場合等の違約金手続きについては、当ゴルフ場のご利用のご案内等で定める規定に従っていただきます。

(利用の拒絶)

第5条 当ゴルフ場は、次の場合施設の利用をお断りいたします。

- (1) 満員のためスタート時間に余裕がないとき。
- (2) Tシャツ Gパン及びサンダル等ゴルフ場にふさわしくない服装のとき。
- (3) 天災事故、その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズ若しくはプレーの継続延長が不可能と認められるとき。
- (4) 利用者が暴力団等反社会勢力に所属していると認められるとき。
- (5) 暴力団等反社会勢力を同伴または紹介により入場させたとき。
- (6) 利用者が集団、または常習として暴力的行為を行う虞があると認められるとき、その他公の秩序若しくは善良な風俗に反する行為をなす虞がある者と認められるとき。
- (7) 偽名または他人名義で申し込みをしたとき。
- (8) 入れ墨がある等の事由により、当ゴルフ場を利用させることが好ましくないとき。
- (9) その他本約款に違反した場合、並びに当ゴルフ場の施設を利用されることが好ましくない事由があるとき。

(利用継続の拒絶)

第6条 当ゴルフ場は次の場合には、利用の継続をお断りいたします。

- (1) 当ゴルフ場に対して好ましくない行為があったとき。
- (2) 天災、その他やむを得ない事情により施設の利用が出来ないと判断される時。
- (3) 施設の利用開始後、第5条に該当することが判明したとき。
- (4) 技術未熟およびマナーに欠け、他の利用者に対し著しく迷惑を及ぼしたとき。
- (5) その他本約款に違反したとき。

(休業日、開場時間、スタート時間)

第7条 当ゴルフ場の休業日と開場時間及びスタート時間は当ゴルフ場の定める所によります。ただし臨時的に変更することがあります。

(利用料金の支払い)

第8条 料金の支払いは、邦貨またはゴルフ場が認めたクレジットカードによりフロントにて行っていただきます。

(金銭その他貴重品)

第9条 貴重品は必ずセーフティボックスにお預けください。その他の貴重品の盗難等については、当ゴルフ場では一切責任を負いません。

(携帯品、自動車)

第10条 携帯品及び場所を提供している駐車場の自動車及び車内の盗難、損傷については責任を負いません。

(ロッカーの使用・鍵)

第11条 ロッカーには金銭その他貴重品はお入れにならないで下さい。ロッカー内の金銭その他貴重品の盗難については責任を負いません。また、ロッカーの鍵はゴルフ場でお預かりいたしませんので、ご自身でお帰りまで保管（携帯）して下さい。ロッカーの鍵紛失の場合は別途料金を請求いたします。

(宅配便の事故)

第12条 宅配便に就いてはその物品の受領、保管、発送等において当ゴルフ場はあくまで当事者を代行し行うもので、その間の事故発生の場合一切の責任を負いません。

(乗用ゴルフカートの利用)

- 第13条 (1) 乗用ゴルフカートをご利用の場合は、安全運転を遵守し、プレー目的以外の使用はお断りします。運転は自動車の運転免許取得者のみとします。
- (2) 乗用ゴルフカートは、当ゴルフ場が定める場所以外の運転を禁止します。
- (3) 利用者は乗用ゴルフカートに故障等がある場合、またその虞がある場合速やかに当ゴルフ場従業員にお申し出ください。
- (4) お客様の故意または過失を起因とする事故については一切の責任を負いません。またこの場合、乗用ゴルフカートの損傷については、損害費用を請求することがあります。

(宿泊施設の利用)

第14条 宿泊施設の利用に就いては本約款の他、別に定める利用規則、宿泊約款を厳守の上ご利用下さい。

(危険防止責任とエチケットマナーの厳守)

第15条 ゴルフ時により大変危険を伴う場合がありますのでプレーヤーはエチケット、マナーを守り、自己の責任により安全を確認した上でプレーしていただきます。

(ティーイングエリアにおける素振り)

第16条 素振りはティーマーク内の打席、または特に指定された場所以外ではなさないでください。特に打者以外のプレーヤーはみだりにティーイングエリアに立ち入らないで下さい。

(飛距離の確認、C A S (コースアシスタントスタッフ) 及びフォアキャディの合図)

第17条 C A S 及びフォアキャディ等の合図は先行組が通常 2 打を打ち終わり、通常の飛距離外に前進したと判断されるときに合図であり、合図があっても打者は自己の飛距離を自分で判断して安全確認の上打球して下さい。

(打者の前方に出ないこと)

第18条 同伴プレーヤーは打者の前方には絶対に出ないで下さい。また他のプレーヤーの打球に十分注意して、危険回避して下さい。

(隣接ホールへの打込み)

第19条 隣接ホールへの打込は特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛球方向については適切に判断して慎重に打球して下さい。万一打込んだ場合はそのホールのプレーヤーに合図をし、邪魔にならないよう打球するとともに自己の同伴プレーヤーにも充分注意して打球して下さい。

(退避及び退避所)

第20条 先行組のプレーヤーは、後続組に対して打球させる際、後続組が全員打ち終わるまで待避所または安全な場所に退避して下さい。

(ホールアウト後の退去)

第21条 ホールアウトした場合は、直ちにグリーンを立ち去り、後続組の打球に対し安全な場所を通り、速やかに次のホールへ進んで下さい。

(プレーの進行)

第22条 プレーの進行については特に注意して、前の組と 1 ホール以上の間隔を開けないようにして下さい。ボール探しは 3 分以内をお願いします。

(落雷が近づいた場合)

第23条 雷警報または雷鳴が近づき危険を感じた場合は、当ゴルフ場従業員の指示の有無にかかわらず直ちにプレーを中止し、退避所等安全と思われる場所に退避して下さい。

(プレー開始前、終了後のクラブの確認)

第24条 利用者はプレー開始前に自己のクラブ及び携帯品を確認して下さい。利用者がプレーを終了した場合はクラブ及び携帯品を点検し、間違いがないか慎重に確認して下さい。確認後はクラブの不足、損傷等について、ゴルフ場は一切損害賠償等の責任を負いません。

(火気使用の禁止)

第25条 コース内やクラブハウス内の火気使用は所定場所での喫煙を除き厳禁とします。煙草の吸殻、マッチの燃殻は必ずよく消して灰皿にお入れ下さい。

(違反の場合の責任)

第26条 当ゴルフ場は次の場合に損害賠償の責任を負いません。

- (1) 利用者が第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条、第 19 条、第 21 条及び第 25 条に違反して第三者に損害等の事故を発生させた場合。
- (2) 利用者が第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 18 条、第 20 条、第 21 条、第 23 条及び第 25 条に違反して自ら損害等の被害を受けた場合。

(施設に損害を与えた場合)

第27条 利用者の故意または過失により、当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合はその損害額を賠償していただきます。

(ゴルフ場内への持込品禁止)

第28条 ゴルフ場内へ下記のものを持込むことを禁止いたします。

- (1) 動物ペット類
- (2) 悪臭を放つもの
- (3) 鉄砲刀剣類
- (4) 火薬、揮発油等発火、爆発のおそれのある危険物
- (5) 騒音を発するもの

- (6) ゴルフ場施設の適切な利用を妨げるもの
- (7) その他、危険物や他人に迷惑を及ぼすおそれのあるもの

(行為の禁止)

第29条 ゴルフ場内で下記の行為はお断りいたします。

- (1) 賭博、暴力その他風紀を乱す行為。
- (2) 物品販売、宣伝広告等の行為。(特に許可した場合は除く)
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又は不快感を与える行為。
- (4) 利用者以外(含ギャラリー)のコース内への立ち入り(特に許可した場合は除く)尚特に許可した場合であっても、利用者以外(含ギャラリー)が傷病等の被害を受けた場合、ゴルフ場は一切損害賠償の責任を負いません。
- (5) カメラ、ビデオ等による撮影録音等の行為(特に許可する場合は除く)

以上